

緊急事態宣言期間中における予防関係届出・事前相談について

新型コロナウイルス感染拡大防止については、横浜市全体で取り組んでいるところであり、中消防署においても、毎日勤務者の在宅勤務等を取り入れ、事態の収束に向け取り組んでいます。

つきましては、予防関係の届出・事前相談等につきましては、限られた職員での対応となりますので、次のことにご留意いただきますようお願いいたします。

<共通事項>

- ・来署される際は、できる限りマスクを着用してください。
- ・少しでも発熱やのどの痛みのある方は来署をお控えください。
- ・窓口の相談時間が短くなるよう、書類の記載内容や添付資料をご確認の上お越しくください。
- ・届出等で来署される際は、午前中にお越しくください。※午後は検査等で出向し、対応できない場合があります。
- ・各種届出等の相談の際には、事前にご連絡をいただき予約を取るようになしてください。

<各種届出・事前相談等>

各種届出等は、郵送やインターネットを活用していただくことで対応できるものがあります。下記の内容をご覧ください、可能な限り次の対応を取っていただきますようお願いいたします。

○予防担当関係

- ・防火・防災管理者講習、自衛消防業務講習の受講申し込み
⇒インターネット申込が可能となっています。

専用サイト (<https://sy-koushu.city.yokohama.lg.jp/bouka/>) から申し込みを行ってください。

○査察担当関係

- ・防火管理者の選任届出書、消防計画作成届出書の届出等
⇒緊急事態宣言期間中のみ郵送での受付を可としています。郵送を希望される方は郵送の手続きについて、下記の担当あてにご連絡ください。
- ・消防用設備等点検結果報告
⇒従前より郵送での届出が可能となっています。下記の所在地へ送付してください。

○指導担当関係

- ・建物の使用開始・改修等の事前相談
⇒事前に電話連絡等をいただき予約により対応しています。下記の担当へご連絡ください。
※ 特に初回の相談には時間を要することが多いため、お時間に猶予がある場合には可能な限り緊急事態宣言が解除されたのちにご相談いただきますようお願いいたします。

大変恐縮ではありますが、市民の皆様と職員への感染拡大の防止のための取り組みとしております。一刻も早い事態の収束に向け、ご理解とご協力をお願いいたします。

中消防署総務予防課予防係
(予防担当、査察担当、指導担当)
所在地：中区山吹町2-2
TEL：045-251-0119